

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田833番地1
氏 名 サキンエコリサイクル株式会社
代表取締役 高木 興一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年(2024年)6月30日
許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月29日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
焼 却	廃油（廃エンジンに付着したものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）及び金属くず 以上6種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破 砕	ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
切 断	木くず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
選別・破砕	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（太陽光パネルに限る。） 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	切断施設	焼却施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	1. の中間処理業（焼却）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市鍋島町大字森田字一本権833番1	佐賀市鍋島町大字森田字一本権834番1、835番、836番1
設置年月日	平成3年6月15日	平成7年1月15日
処理能力	廃プラスチック類： 47t/日（8時間） 金属くず： 158t/日（8時間） ガラスくず等： 336t/日（8時間）	4.0t/日（8時間）
許可年月日		平成16年(2004年)6月11日（借受け）
許可番号		佐賀県指令16廃第8号

種 類	切断施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（切断）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	鳥栖市酒井西町字瘤深853番、854番1	鳥栖市酒井西町字瘤深 855 番 1、856 番 1
設置年月日	平成元年7月30日	昭和54年10月20日
処理能力	木くず : 99 t/日 (8時間) 廃プラスチック類 : 59 t/日 (8時間) 金属くず : 198 t/日 (8時間) ガラスくず等 : 422 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 : 43 t/日 (8時間) ゴムくず : 57 t/日 (8時間) 金属くず : 144 t/日 (8時間) ガラスくず等 : 172 t/日 (8時間)
許可年月日		平成16年(2004年)6月11日
許可番号		佐賀県指令16廃第7号

種 類	選別・破碎施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（選別・破碎）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	鳥栖市酒井西町字瘤深848番1
設置年月日	令和5年8月30日
処理能力	廃プラスチック類 : 0.36 t/日 (8時間) 金属くず : 1.4 t/日 (8時間) ガラスくず等 : 2.1 t/日 (8時間)

3. 許可の条件

無

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 6月30日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。